

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2026 年 7 月 1 日号

Global Investment & Innovation Incentives (G³)

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）に係るパブリック・コメントの公表について（2026(R8)年 6 月 22 日）

Executive Summary

- 大胆な投資促進税制は、国内における高付加価値化型の大規模設備投資を促進することを目的とし、一定の投資計画について経済産業大臣の確認を受けた上で、対象設備を確認後 5 年以内に取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除の適用を受けることができる制度である。
- 本税制の適用に当たっては、「特定生産性向上設備等投資計画」を作成し、主務大臣からの確認を受ける必要がある。主な基準として、年平均投資利益率 15% 以上、取得価額合計額 35 億円以上（中小企業者等は 5 億円以上）等がある。
- 2026(R8)年 6 月 22 日に公示されたパブリック・コメントでは、「予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの」（以下「国際経済事情激変事業適応」）、「特定生産性向上設備等」及び「確認」等の詳細について、新たな情報が公表された。
- 産業競争力強化法等の改正は、2026(R8)年 7 月 31 日に公布・施行される予定であり、確認申請書、投資計画の記載要領及び FAQ 等について、追加情報の公表が待たれる。

1. はじめに

本ニュースレターでは、令和 8 年度税制改正法、産業競争力強化法改正法で示された制度内容及び 2026(R8)年 6 月 22 日に公示されたパブリック・コメントにおける産業競争力強化法施行規則等の改正内容について、概要を整理する。

2. 大胆な投資促進税制の概要

(1) 制度の概要

「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設された。本制度は、租税特別措置法第 42 条の 12 の 7（特定生産性向上設備等に係る特別償却又は税額控除）及び産業競争力強化法第 2 条第 20 項（特定生産性向上設備等）等を法的根拠とする。関連する令和 8 年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）は 2026(R8) 年 3 月 31 日に、また、本制度の前提となる産業競争力強化法改正法（経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律）は 2026(R8)年 5 月 29 日に成立している。

なお、施行に必要となる政省令及び告示については現在パブリック・コメント手続中（2026(R8)年 6 月 22 日～7 月 21 日）であり、制度の公布・施行予定は 2026(R8)年 7 月 31 日とされている（「[産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）](#)」等 7 頁（e-GOV ポータルウェブサイト））。

具体的には、生産等設備を構成する一定の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで特定生産性向上設備等に該当するもの（以下「特定機械装置等」）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く）に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の 7%（建物、建物附属設備及び構築物については 4%）の税額控除との選択適用ができる措置が設けられる。

(2) 適用対象法人及び提供条件

当該税制措置の適用対象法人及び適用条件は以下のとおりである。

項目	主な内容
対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の改正法の施行の日から 2029(R11)年 3 月 31 日までの間に経済産業大臣の確認を受けたもの
適用条件	産業競争力強化法の改正法の施行の日から 2029(R11)年 3 月 31 日までに経済産業大臣の確認を受け、確認日から 5 年以内に特定生産性向上設備等（仮称）の取得等（*1）をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用を除く） （*1）建物については改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む

(3) 対象資産

当該税制措置の対象となる資産は以下のとおりである。

項目	主な内容	
対象資産	生産等設備（*2）を構成する以下のもので、経済産業大臣の確認基準に適合することについて確認を受けたもの（特定生産性向上設備等）	
	設備の種類	最低取得価格
	機械装置	160 万円以上
	工具及び器具備品	120 万円以上（*3）
	建物	1,000 万円以上
	建物附属設備及び構築物	120 万円以上（*4）
	ソフトウェア	70 万円以上
	（*2）その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているもの。事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない。 （*3）それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 40 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。 （*4）建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。	

(4) 経済産業大臣の確認基準

特定生産性向上設備等に係る経済産業大臣の確認基準の主なものは以下のとおりである。

経済産業大臣の確認基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5 億円以上）であること ■ 年平均の投資利益率が 15% 以上となることが見込まれるものであること ■ その実現に必要な資金調達手段が記載されていること ■ 取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ■ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等
-------------	--

(5) 重複適用の制限

本税制に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の措置の適用を受けることができない。

- 地域未来投資促進税制
- 中小企業経営強化税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(6) 不適用措置

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）又は農業協同組合等以外の法人で、当該事業年度の所得 > 前期の所得である一定の事業年度で、次の①②いずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く）は適用されない。

区分	要件
資本金 10 億円以上かつ常時使用する従業員 1,000 人以上、又は常時使用する従業員数が 2,000 人超	① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 $\geq 2\%$ ② 国内設備投資 > 当期償却総額 $\times 40\%$
上記以外	① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 $\geq 1\%$ ② 国内設備投資 > 当期償却総額 $\times 30\%$

3. パブリック・コメントの内容

(1) 趣旨

2026(R8)年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、1)「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び2)「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」、3)「経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）」、4)「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」の改正等が行われる。

改正等の主な内容は、以下のとおりである。

- 産業競争力強化法（以下「産競法」）第2条第12項本文に規定する「事業適応」のうち、同項第3号に規定する「予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの」の詳細を定めること
- 産競法第2条第20項に規定する「特定生産性向上設備等」及び「確認」の詳細を定めること
- 産競法第21条の24の規定に基づき公庫の行う事業適応促進円滑化業務の詳細を定めること
- 産競法第145条の2の規定に基づき政府の行う調査等の詳細を定めること

(2) 改正の概要

1) 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）

① 国際経済事情激変事業適応の認定等に関する所要の改正が行われる。

- 事業適応計画の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間について、国際経済事情激変事業適応に関する計画であって租税特別措置法（以下「措置法」）第10条の5の6第4項又は第42条の12の7第3項の規定の適用を受けようとするもの実施期間は8年を超えないものとする【第11条の2第6項（改正）】
- 事業適応計画の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間について、国際経済事情激変事業適応に関する計画であって措置法第10条の5の6第4項又は第42条の12の7第3項の規定の適用を受けようとするもの実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、8年を超えないものとする【第11条の4第3項（改正）】
- 認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る）は、認定事業適応計画の実施期間の開始の日を含む事業年度から当該実施期間の終了の日を含む事業年度までの各事業年度終了後1月以内に、主務大臣に当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていることの証明を求められることができるものとし、主務大臣は、当該認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従

って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っているとき、当該認定事業適応事業者に適合証明書を交付するものとする【第 11 条の 21、第 11 条の 22（新設）】

- ② 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する所要の改正が行われる。
- 事業適応促進円滑化業務実施方針に定める事項に、産競法第 21 条の 24 第 1 項第 3 号に掲げる業務に関する事項及び事業適応促進円滑化業務による資金の貸付けの対象とする社債の引受けの条件に関する事項を追加する【第 11 条の 7 第 2 号、第 3 号（改正）】
 - 産競法第 21 条の 26 第 3 項の主務省令で定める事項に、事業適応促進業務の実施方法に関する事項として社債の引受けに関する事項（社債の発行者、社債の引受けの対象となる資金、社債の引受けの限度額、社債の引受けの方法及び審査に関する事項）を追加する等の改正を行う【第 11 条の 9 第 2 号、第 3 号（改正）】

2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）

① 「生産性向上設備等」の定義に関する改正が行われる。

- 産競法第 2 条第 19 項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものについて、第 5 条第 2 号を以下とする改正を行う【第 5 条（改正）】
 - 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が 15% 以上となることを見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること

計算式	
	設備の取得等（取得（新規のものに限る）又は製作若しくは建設をいい、建物については改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ）をする年度の翌年度から、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して 5 年度以上 10 年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額 ÷ 取得等をする設備の取得価額の合計額

② 「特定生産性向上設備等」の「確認」に関する改正その他所要の改正が行われる。

- 産競法第 2 条第 20 項の確認を受けようとする事業者（以下「申請者」）は、経済産業大臣に次に掲げる書類を添付して、確認申請書を提出しなければならないこととする【第 A 条（新設）】

項番	添付書類
A)	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
B)	産競法第 2 条第 20 項の確認を受けようとする生産性向上設備等の導入に係る投資計画（以下「特定生産性向上設備等投資計画」）
C)	当該特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類
D)	当該特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
E)	申請者が、特定生産性向上設備等の導入に伴い、特定生産性向上設備等の確認を受けた日を含む事業年度以後の各事業年度の設備の導入、研究開発その他の事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用の額を売上高で除して得た数を将来増加させていく旨を記載した書類
F)	受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 2 条第 5 項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表していることを示す書類
G)	申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等 ・暴力団員等が役員にいる会社 ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 経済産業大臣は、基準に照らしてその内容を審査し、適合することを確認したときは、申請者に確認書を交付するものとする等の規定を設ける【第 B 条、第 D 条（新設）】
- 申請者は、当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画を変更しようとするときは、変更前の特定生産性向上設備等投資計画の写し及び当該特定生産性向上設備等投資計画に係る確認書（変更の確認を受けているものにあつては、当該変更の確認に係る変更確認書）を添付して、変更確認申請書を、経済産業大臣に提出しなければならないこととする。経済産業大臣は、変更確認申請書の提出を受けた場合において、基準に照らしてその内容を審査し、確認をするときは、申請者に変更確認書を交付するものとする等の規定を設ける【第 C 条、第 D 条（新設）】

項番	基準
A)	機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した特定生産性向上設備等投資計画（次の算式により算定した年平均の投資利益率が 15% 以上となることが見込まれるものに限る、建物のみの取得等を行おうとするものを除く）の目的を達成するために必要不可欠な設備であること (算式) 設備の取得等をする年度の翌年度から、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して 5 年度以上 10 年度以内で事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあつては、当該設定する年度における設備の取得等による営業利益の額）と取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額に取得等をする設備の取得価額の合計額
B)	取得等を行おうとする設備の取得価額の合計額が 35 億円（中小企業者（措置法第 10 条第 6 号に規定する中小事業者、同法第 42 条第 4 項第 7 号に規定する中小企業者又は同項第 9 号に規定する農業協同組合等）が策定した特定生産性向上設備等投資計画にあつては、5 億円）以上であること。
C)	取得等を行おうとする設備が、確認を受けてから 5 年以内（変更の確認を受けようとするものにあつては、当該変更の確認を受けてから 5 年以内）に取得等をされ、及び事業の用に供されるものであること。
D)	特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が取締役会その他これに準ずる機関により行われたものであること。
E)	特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が、経済産業大臣が定める日以後にされたものであること。
F)	取得等を行おうとする設備が、次のいずれにも該当しないものであること。 試験研究の用に供するもの 貸付けの用に供するもの 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業の用に供するもの

③ 生産性の向上に資する設備等の導入の状況に関する調査に関する規定が追加される。

- 経済産業大臣は、産競法第 145 条の 2 の規定に基づき、毎年度、次に掲げる事項について調査を行うことができ、調査を行った場合には、必要に応じて評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする等の規定を設ける。【第 E 条（新設）】

項番	調査事項
A)	特定生産性向上設備等導入事業者（特定生産性向上設備等の導入を行う事業者をいう。以下同じ。）による特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項
B)	特定生産性向上設備等投資計画に基づく投資による投資利益率の状況その他の特定生産性向上設備等投資計画の実施の状況に関する事項

④ 特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項の証明に関する規定が追加される。

- 特定生産性向上設備等導入事業者は、特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入した特定生産性向上設備等が、経済産業大臣の確認の際の基準に適合すること及び特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、経済産業大臣の証明を受けることができる。当該証明を受けようとする特定生産性向上設備等導入事業者は、申請書及び証明を受けようとする特定生産性向上設備等に係る確認書の写し（変更の確認を受けているものにあつては、当該変更の確認に係る変更確認書の写し）を添えて、

経済産業大臣に提出しなければならないこととする。経済産業大臣は、導入の状況の証明を行うときは、特定生産性向上設備等導入事業者に証明書を交付するものとする。【第 F 条（新設）】

3) 経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則に規定する経済産業大臣が定める日を、令和 7 年 12 月 26 日と定める規定等が新設される。

4) 事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）

① 国際経済事情激変事業適応計画の認定に関する規定が追加される。

- 国際経済事情激変事業適応による生産性の向上に関する目標は、計画終了年度における国際経済事情激変事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする【第 1 項第 2 号八（新設）】

項番	生産性の向上に関する目標
A)	減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値（以下「営業利益率」）が、事業適応計画の開始の直前の事業年度（以下「基準年度」）における当該値より 2 以上上回ること
B)	固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より 5% 以上上回ること
C)	従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より 6% 以上上回ること
D)	上記 A) から C) のいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善すること

- 国際経済事情激変事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、計画終了年度において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限り）が、過去 5 事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から 3 以上上回ることとする。【第 1 項第 2 号八（新設）】
- 財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項について、国際経済事情激変事業適応計画は次の A) 及び B) を満たすこととする。【第 1 項第 3 号八（新設）】

項番	財務内容の健全性の向上に関する目標
A)	事業適応計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前基準年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が 10 以下となること
B)	事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること

② 国際経済事情激変事業適応の定義に関する規定が追加される。

- 産競法第 2 条第 12 項第 3 号の見直し 国際経済事情の急激な変化に対応して行うものは、外国為替相場若しくは輸出入額に直接的につながる取引に係る条件の著しい変動又は国内外の金融秩序の混乱その他の国際的な事業環境の変化であって、以下 A) に掲げるいずれかの要件を満たすもの（以下「予見し難い国際経済事情の急激な変化」）に対応して行うものであって、かつ、以下 B) 及び C) のいずれにも該当するものとする【第 2 項第 1 号ホ（新設）】

項番	要件
A)	以下のいずれの要件を満たすものに対応して行うものであること 当該変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高に比して、5% 以上減少していること 当該変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高営業利益率が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高営業利益率に比して、20% 以上減少していること
B)	予見し難い国際経済事情の急激な変化への迅速な対応のために行う、次に掲げるいずれかの取組類型に該当する取組であって、国内において特定生産性向上設備等の導入に係るものであること

	新商品の開発又は新たな役務の開発若しくは提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の1%以上となることが見込まれるものであること
	商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より5%以上低減することが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より5%以上低減させることが見込まれるものであること
	商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より5%以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より5%以上低減させることが見込まれるものであること
C)	事業者の行う、B)の取組が、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して持続的であると認められること

③ 事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関して社債の引受けに関する事項を追加する。【第3項（改正）】

- 当該制度に基づく資金の貸付け又は社債の引受けを行うに当たっては、次のA)及びB)に該当することを要件とする。

項番	要件
A)	認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として50億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付け又は当該社債の引受けを行う指定金融機関に対して貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない
B)	当該資金の貸付期間又は引き受ける社債の償還期間が5年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が7年以上であること

(3) 公布・施行日

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（2026(R8)年7月31日（予定））

4. おわりに

本制度は、国内における大規模な設備投資を促進するための税制優遇措置であり、対象となり得る投資金額が大きい一方で、投資計画の策定、経済産業大臣による確認、取締役会等の適切な機関の意思決定、確認後5年以内の取得等、適用を受けるために行う確認申請においても、事前に確認すべきことが多い。

加えて、公示されたパブリック・コメントでは、繰越控除の規定を受けるための国際経済事情激変事業適応の認定手続や目標に関する事項、年平均の投資利益率15%以上の計算式、投資の意思決定日を2025(R7)年12月26日と定める規定の新設、及び経済産業大臣の確認後に行う設備導入の状況に関する調査や導入の状況に関する事項の証明について内容が公表され、制度利用に当たり、実務上確認すべき事項が明らかになった。

今後、省令・告示が2026(R8)年7月31日に公布・施行される予定であり、本制度の活用を検討する事業者においては、最新の公表情報を確認し、早期に整理を進めることが望まれる。

※本ニュースレターの執筆は、2026(R8)年6月22日現在の情報に基づくものである。

（東京事務所 三浦 正暁、高橋 秀和）

<関連ページ>

- [Japan Incentive Insights](#)

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatsumi.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 8 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

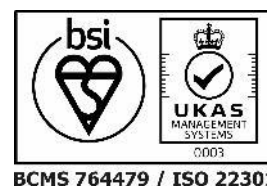
Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバリュー（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを必要とします。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>